

第11次建設雇用改善計画の概要

・建設労働者雇用改善法第3条に基づく計画。第11次計画の計画期間は、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）

計画の背景

- 建設投資は2015年以降増加傾向、2025年度も増加の見通し。
- 就業者数は、ピークであった1997年の685万人（445万人）から、2024年には477万人（300万人）に約3割程度減少している。
※（ ）内は技能労働者数。
- 若年就業者（15～29歳）の割合は、2024年では11.7%であり、全産業の16.9%と比較すると低い状況。
- 外国人労働者数は、2025年では20.6万人であり、2019年の9.3万人から約2倍となっている。

課題・計画のテーマ等

社会資本の整備の担い手であり、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域の安全・安心の確保を担う地域の守り手である建設産業が、持続可能な産業となるためには、若年労働者等の確保・育成及び技能継承が極めて重要。

テーマ

次世代を担う若者が夢を描き安心して働ける 魅力ある職場づくりの推進

最重点事項

- 若年者等への建設業の魅力発信、入職・定着促進による担い手の確保・育成
- 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備
- 職業能力開発の促進、技能継承

基本的施策の主な内容

1 若年者等への建設業の魅力発信、入職・定着促進による担い手の確保・育成

(1) 若年労働者の確保・育成

- ・職場見学会などを通じた若年者に対する建設業の魅力発信と理解促進
- ・助成金を活用した建設業の魅力発信から入職、育成、定着までの取組への支援

(2) 女性労働者の活躍・定着の促進

- ・全ての人が働きやすい就労環境整備（快適なトイレ等）、子の年齢に応じた柔軟な働き方の導入支援（始業時刻の変更、テレワーク等）

(3) 高年齢労働者の活躍の促進

(4) 外国人労働者の適正な受入れ・育成

- ・分野別運用方針等に基づく適正な受入れと育成
- ・適切な雇用管理に向けた取組の実施

(5) ハローワークにおける支援

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

(1) 安定就労の確保

- ・改正建設業法による工期ダンピングの禁止や「労務費に関する基準」を著しく下回る見積等の禁止、一人親方の適正化

(2) 働き方改革の推進

- ・DXによる働き方改革の推進と若年者への発信を通じた魅力の向上
- ・長時間労働の抑制、完全週休2日制の普及と休暇の取得促進

(3) 賃金の改善

- ・「労務費に関する基準」に基づく支払いなど新たな商慣習の定着、月給制の下で直接雇用を進めるなど総合的な処遇改善の推進

第11次建設雇用改善計画の概要

(4) 労働・社会保険、建設業退職金共済制度の加入促進

(5) 労働災害の防止

- ・墜落・転落災害の防止の徹底に向けた指導
- ・改正労働安全衛生法により対象となった個人事業者等への安全衛生対策の推進

(6) 猛暑への対応

- ・熱中症による重篤化防止のための取組の周知徹底、無理のない工期設定の働きかけ、1年単位の変形労働時間制の活用

3 職業能力開発の促進、技能継承

(1) 事業主及び事業主団体等の行う職業能力開発の促進

- ・雇用する従業員に対するスキルアップや技能労働者のキャリア形成に向けた適切な資格取得支援

(2) 労働者の自発的な職業能力開発の推進

- ・教育訓練給付等による学び直しの支援

(3) 建設業を担う人材に対する職業訓練の実施、熟練技能の維持・継承及び活用

- ・技能検定、ものづくりマイスター、技能五輪大会等の推進

(4) デジタル人材の育成

- ・DXを含む技術革新や産業構造の変化などに対応する職業訓練の実施

4 CCUSの活用促進

(1) 業界インフラとしてのCCUSの活用促進

- ・CCUS利用拡大に向けた計画に基づく、適切な評価、処遇改善等の取得メリットの拡大、スマホアプリによる利便性の向上に向けた検討

(2) CCUSによる処遇改善の推進

- ・CCUS活用（キャリアパスの明示）による担い手の確保・育成
- ・レベル別年収の支払いの促進、退職金額の水準の向上

(3) 能力評価制度の活用促進

- ・就業履歴蓄積の加速化、建設技能者を大切にする事業者が市場で選ばれる仕組みの強化

(4) 助成金によるCCUSの活用促進

- ・CCUSを活用した処遇改善に対する支援

5 雇用改善推進体制の整備

(1) 雇用改善を図るための諸条件の整備

- ・第三次・担い手3法の業界全体への浸透、過度な重層下請改善のために必要な施策のあり方の検討

(2) 事業主等における雇用管理体制の整備

- ・雇用管理研修の着実な実施

(3) 建設関係助成金の活用

- ・二ーズ等を踏まえた見直しや活用に向けた周知

6 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の運営

(1) 事業趣旨に則った適正な運営の確保

(2) 事業の適正な活用促進

- ・制度の趣旨である、一時的な労働力の過不足を調整し、就業の場の確保を通じ、労働者の雇用の安定を図る観点から必要な見直しを検討